

サハ=ヤクート草案

サハ・ヤクート社会主義共和国最高会議議長 M.E.Николаев 提案

出典：KK 資料集 5 卷 436-486 頁

ロシア連邦憲法（基本法）草案 1990.11.10 （サハ草案）

前文

第1部 ロシア連邦の憲法体制の諸原則

第2部 人および市民の権利、自由および義務

第3部 市民社会

第4部 連邦体制

第5部 国家権力のシステム

第6部 終章

第7部 移行規定

前文

われわれ、ロシア連邦の多民族からなる人民は、

わが祖国の現在および将来の世代に対するもっとも高い責任から出発し、

自由と人権を承認し、

市民的平和と国民的同意を保障し、

真に民主的な連邦を打ち立てる断固たる決意をもって、

この憲法を制定し、今後これをわが国社会とわが連邦の基本本とする。

第1部 ロシア連邦の憲法体制の諸原則

1-1条 ロシア連邦の主権

ロシア連邦は、条約に基づいて統合した共和国および州（з е м л я）の自発的案同盟である。ロシア連邦の主権は、連邦に加盟する共和国および州の主権からなる。連邦の主権は、その地域および国家的富に対する共和国および州の最高かつ排他的の権力、ならびに連邦の領域における同様の連邦権力を意味する。

1-2条 人民主権（権力）

① ロシア連邦における主権の担い手および国家権力の源泉は、その人民（諸民族）である。

連邦の人民（諸民族）は、立法機関、執行権および裁判をとおして、または法律の定める形態およびその範囲で直接に、国家権力を行使する。

②いかなる組織も、いかなる社会団体または個人も、この権力をわが物とすることはできない。

③ ロシア連邦市民は、他に取りうる手段がないかぎり、民主的憲法体制および法治国家を排除しようとするあらゆる者に対して抵抗する権利を有する。

④ 代表制機関の選挙は、普通、平等および直接の選挙権に基づき、自由な候補者の推薦と秘密投票による民主的な方法によってこれを行う。すべての選挙による役職者（公務員）の任期は、この憲法および法律によってこれを制限する。

1-3条 最高の価値としての人間

① 最高の価値とされるのは、人、その生命、両親、尊厳および自由、人心の不可侵、自然的で譲渡できない権利である。

② 人権に関する憲法の諸規定は、一般に承認された国際法の原則および規範にしたがつてこれを解釈しなければならない。

③ 市民は、法律の枠内で、自主的に（独立に）その権利を行使する。国家は、市民および社会に奉仕する。国家の義務は、人および市民の権利を擁護し、これを保証し、民主的憲法体制、適法性および法秩序を保護することである。

1-4条 政治およびイデオロギーのプルーラリズム

① ロシア連邦における民主主義は、政治的およびイデオロギー的なプルーラリズムに基づいてこれを行使する。独裁および全体主義はこれを拒否する。

② いかなるイデオロギーも公式の国家イデオロギーとしてこれを定めることはできない。

③ 政党、その他の団体および運動は、憲法の枠内で創設され、活動する。住民の一部を他に排除する；民族的、社会的、階級的、宗教的敵意および憎悪を宣伝し；民主的憲法体制の抑圧および転覆を目的とする；自らの活動またはその支持者の活動において暴力を許容する、そのような政党およびその他の運動はこれを禁止する。

④ 国家の職務、軍隊および法保護機関においては政党の組織はこれを認めない（別案；B 案補足；国有企業および教育・養育機関）。政党の決定は、国家機関、国有企業およびその従業員にとってその職務上の義務を遂行するに際して義務的効力をもつことはできない。

1-5条 権力分立

① ロシア連邦における国家権力の構造は、立法、執行および裁判の権力分立、ならびに地方自治機関、連邦構成主体および連邦国家権力機関のあいだの権限の区分の原則に基づく。

② ロシア連邦の元首は連邦大統領である。

③ 立法権力は、連邦条約が定める権限の範囲内で、ロシア連邦最高会議に属する。

④ 連邦レベルの執行権力は、最高会議に対して責任を負う連邦政府がこれを行つる。

⑤ 裁判は、裁判所のみがこれを行う。司法権（裁判権）は、市民的平和、個人の権利

および自由の守護者として、社会における正義（公正）および法律の成功（勝利）を保障する。

1-6条 法の支配（最高性）と憲法

- ① 国家、そのすべての機関および役職者、社会団体、市民および各個人は、連邦において法（権利）および憲法体制によって結ばれている。
- ② ロシア連邦憲法は、基本法であり、ロシア連邦における憲法体制を定める。共和国および州の憲法は、その領域において最高の効力を有する。連邦および共和国の憲法の諸規定に抵触するいかなる法律およびその他の法的アクトも、効力を有しない。法律は、法の表現形態に他ならない。憲法の諸規範は、直接効力を有する。
- ③ ロシア連邦が当事者となる国際条約は、一般に承認された国際法の諸規範と同様に、連邦法の構成部分であり、その法律に対して優先し、ロシア連邦の裁判権に服する者にとっての直接的に権利および義務を構成する。

1-7条 社会的市場経済（別案；自由な法治的経済）

- ① 経済的富は、詩人、その団体および国家に帰属する。ロシア連邦の経済生活は、すべての種類、形態の所有権（財産）の平等および所有者の法律的平等に基づく。所有および相続の権利はこれを法律で定める。
- ② 経済原則は、自己の財産および国家的富を増大させる自由な企業活動（経営）、企業である。財産は、経済活動の参加者が社会的機能を遂行し；財産が人の権利、自由および尊厳に害を及ぼすような使用することはできない、といったことを義務づけられる。
- ③ 市場、自由な経済的イニシアティヴ、競争、これが経済の主要な規制要因である。連邦および共和国（州）の国家権力機関は、経済活動の規制に参加する。
- ④ 経済活動の自由の条件は、市民および国家、消費者および生産者、従業員および使用者のあいだの社会的パートナーシップである。

1-8条 人と社会に奉仕する社会政策

- ① 連邦および共和国（州）は、民主主義原則および全人類的価値の優先のうえに自己の活動を打ち立てる。
社会的領域における国家機関の基本的義務は、国内において、市民に十分な生活水準を保障するための条件を誠意することである。
- ② ロシア連邦は、労働および健康を保護し、家族および子ども、障がいのある人および高齢者に配慮し、独立してしかるべき収入をうる機会を与えることができない市民に対し、所定の生活水準を下回らない生活水準を保障する。
- ③ 連邦および共和国（州）は、人道的な人口政策を行い、社会の社会・経済的および文化的発展のための必要な条件を整備し、環境的安全および合理的な自然利用を保障する。

1-9条 連邦体制の原則

- ① 共和国および州は、しかるべき民族・国家的および地域的形成として、連邦的原則によりロシア連邦に統合する。それらはすべて、平等、政治的自己決定および社会・経済的、政治・法的および民族・文化的発展の方途の自由な洗濯に基づいてロシア連邦に加盟する。
- ② 連邦の構成主体は、その領域において立法、執行および裁判のすべての全権を保有し、とりわけ、条約に基づいて連邦管轄に含まれないものはその全権を保有する。
連邦構成主体の法律は、これら構成主体の固有の全権の領域において最高法規となる。
連邦の法令は、条約により連邦の管轄に属する権限の範囲において、連邦構成主体の法律に優先する。
- ③ ロシア連邦において、すべての民族集団（национальности）の権利が認められ、尊重される。

1-10条 主権国家同盟におけるロシア連邦

ロシア連邦は、条約に基づき他の国家との共同体または同盟に統合することができる。ロシア連邦は、共同の共通した事項の管轄のためにその権利の一部を共同体（同盟）に移譲し、その際、監督およびその実現への参加の固有の権利を保留する。同盟関係におけるロシア連邦の主権は、不可譲のものとして保持される。ロシア連邦に対し、共同体（同盟）の構成から自由ニ脱退する権利が留保される。

1-11条 開かれた世界の構成部分としてのロシア連邦

- ① ロシア連邦は、その対外政策において、諸国民の権利および自由を尊重し、一般に承認された国際法の原則および規範にしたがう。ロシア連邦は、全人類的価値に基づく普遍的で公正は世界をめざし、すべての国と緊密で実務的かつ相互互恵的協力に努める。ロシア連邦は、グローバルな諸問題の解決に向けて積極的に参加することに努める。
- ② ロシア連邦は、法の支配に基づく開かれた国際社会の拡大に賛同し、国際組織、集団的安全保障システム、多国家間機関に参加し、自国の権限のしかるべき部分をそれに移譲する。

1-12条 憲法体制の基本原則の安定性

ロシア連邦の憲法体制の基本的諸原則は、連邦の構成主体がこれを承認し、その領土に及ぶ。

第2部 人および市民の権利、自由および義務

2-1章 総則

2-1-1条

- ① 人権は、不可侵であり、奪われることはない（神聖にしてこれを侵してはならない）。
- ② 何人も、この憲法にしたがう場合のほか、人のいかなる権利および自由を奪い、またはその権利を制限することはできない。
- ③ 憲法および法律に列挙された人の権利および自由は、人と市民の保持するその他の権利および自由を弱めるためにこれを利用してはならない。

2-1-2条

- ① ロシア連邦の市民は、その領域において、民族的帰属および社会的出自、財産および職務上の地位（状態）、居住地、言語、人種、宗教に対する態度、政治的およびその他の信条、政党所属、ならびに過去の刑罰歴の別なく権利の平等を保証される。
- ② 男性と女性は平等の市民的権利を有する。

2-2章 市民権（国籍）

2-2-1条

- ① ロシア連邦の国籍は、法律によってこれを取得し、保持し、喪失する。
- ② ロシア連邦の国籍の剥奪、および市民の国外追放は、これを禁止する。

2-2-2条

ロシア連邦の市民には、ロシア連邦の国内および国外において、保護および庇護を保証される。

2-2-3条

- ① ロシア連邦市民は、ロシア連邦の国際的義務に違反しない場合には、他国の同時的国籍を排除しない。
- ② ロシア連邦市民でない者も、法律の定める例外を除き、この憲法が予定するすべての権利を享受する。

2-3章 個人的の自由

2-3-1条

各人は生命に対する権利を有する。何人も、生命を奪われることはない。死刑は、個人に対する重大な犯罪における例外的刑罰措置として陪審裁判の判決にしたがう場合のみこれを宣告することができる。

2-3-2条

ロシア連邦においては、市民およびその家族のプライバシーへの干渉は禁止される。

2-3-3条

- ① 各人は、人身および不可侵の権利を保証される。被疑者・被告人の逮捕および

勾留は、裁判所の決定に基づいてのみ許される。

- ② 何人も、拷問またはその尊厳にたいし残酷で侮辱的な処遇および処罰を受けることはなく、その同意なく医療上もしくは学術用の実験を受けることはない。
- ③ 違法かつ違憲の方法によって得た証拠は法的効力を持たないものとされる。

2-3-4条

- ① 住居は不可侵である。何人も、法律の定める場合にその定める手続きによる場合を除き、そこに居住する者の意思に反して住居の搜索および検証を行い、ならびにその他の方法により住居不可侵を侵害する権利を有しない。住居の保護は、市民の権利である。
- ② 搜索の令状は、起訴された刑事事件の審理に間練して十分な証拠が存在する場合に裁判所の決定に基づいて行われる。

2-3-5条

- ① ロシアの市民は、連邦の範囲での移転、居住地の選択の権利、ならびにロシア連邦を出国（移住）し、帰国する権利を保証される。
- ② 一定の地域についての移住の特別の規制（レジーム）は、ロシア連邦最高裁判所の決定によってのみ、裁判所の決定または判決がある場合に一定の者についてこれを定めることができる。

2-2-6条

ロシア連邦市民は、自己の信念およびその自由な表現に対する権利を有する。何人も、その政治的、イデオロギー的およびその他の信念の表現を市民に対して強制する権利を有しない。

2-3-7条

良心、信仰、宗教活動の自由は、ロシア連邦市民の奪われることのない権利である。

2-3-8条

- ① ロシア連邦市民は、民族的自己決定の自由が保証される。この権利は、そのエトノス的な自意識および感情に基づいて民族的帰属を決定し、民族の伝統的自意識を利用して自分お民族的帰属を告知する権利である（またはそれを抑制する権利）。
- ② 何人も、その民族的帰属の決定および表明を市民に強制する権利を有しない。

2-4章 社会的および政治的権利

2-4-1条

ロシア連邦市民は、直接に、ならびにその自由に占拠した代表を通して、社会および国家の事業の管理に参加する権利を有する。そのような参加は、社会的自主活動および

自治の発展、地域的および全人民的なレフェレンдумの実施ならびに広範な社会的監督のもとで国家権力機関の民主的形成を保障する。

2-4-2条

- ① ロシア連邦市民は、国境の内外の別なく、任意の情報を任意の方法で自由に入手し、保管し、広める権利を保障される。
- ② 個人的、家族の、職業上および商業上の秘密、ならびに国家秘密の動機により、この権利の行使の制約条件は、法律によってこれを定める。国家秘密は、法律の定める制限的に列挙された情報のみをこれに含めることができる。

2-4-3条

国家機関、社会団体、役職者は、市民に対してその権利および利益に言及した文書、決定およびその他の資料を知る機会を保障しなければならない。

2-4-4条

集会、大衆集会、街頭行進および示威行動の地図はこれを保証する。集会、大衆集会、街頭行進または示威行動の事前の届け出の拒否することは、ロシア連邦の法律が定める場合にのみ許され、裁判手続によりこれを争うことができる。

2-4-5条

同盟（団結）の自由はこれを保証する。ロシア連邦市民は、政治的か非政治的かにかかわらず、社会団体およびその他の連合に自由に参加する権利を有する。政治的目的をもった武装団体の設立はこれを禁止する。

2-4-6条

市民は、個人的にまたは集団的に国家機関に請願を行う権利を有する。合法的になされた請願は、一定の場合にはしかるべき決定の採択を含め、国家機関に対してその検討を義務づける。

2-4-7条

市民は、国家的職務に従事する平等の権利を有する。国家的職務の役職の候補者に課せられる要件は、職務上の義務の性格によってのみ定められる。

2-4-8条

- ① すべての市民は、自由に選択肢、または自由に合意した労働に従事する機会を得る権利、自己の判断によりその能力、職業教育および社会的需要の考慮に応じた職業、職種および勤務地を選択する権利、構成で快適な労働条件、失業に対する社会的保護の権利を有する。
- ② 強制労働は、刑法および刑事訴訟法ならびに非常事態法令が定める場合を除き、これ

を禁止する。

2-4-9条

- ① 従業員（被使用者）は、その労働の量および質に応じ、ならびにその尊厳ある生存を保障するに十分な報酬を受け取る権利を有する。その労働に対する従業員の報酬は、当該地域の法定の最低生活費を下回ってはならない。
- ② この憲法が定める社会的権利の保障および自由で尊敬に値する労働の保証に関する使用者の責任は、法律によってこれを定める。

2-4-10条

最長労働時間、最少週休、最少有給定期休暇、その他の社会的に意義のある休息の権利の実現の条件および雇用労働の社会的保障は、ロシア連邦の法律によってこれを定める。

2-4-11条

ロシア連邦市民は、無償の初等教育を保証される。初等教育は普通教育である。中東教育および高等教育は奨励され、各人の能力に基づいてさまざまな形態で就学することができる。

2-4-12条

ロシア連邦市民は、専門的な医療を受ける権利を有する。市民が必要な物的手段を持たない場合、国家は、この権利行使するための資金を提供する。この権利の保証手続は法律によって定める。

2-4-13条

ロシア連邦市民は、老齢、疾病、障害および扶養者を欠く場合に物的保障を受ける権利を有する。この権利の実現の手続および条件は、法律によってこれを定める。

2-4-14条

- ① ロシア連邦の市民は、芸術、学術および技術的創造の自由を保証される。学術、技術創造、芸術、文学および文化活動の分野における市民の著作権および法的利益は、不可侵であり、法律によって保護され、保証される。
- ② 憲法が定める独占の禁止は、制限された期間、文学、学術、芸術上の作品の著作者にその作品の使用、ならびに発明、新しい工業様式（新案特許？）およびその他の科学・技術上の成果の著作者にその生産における利用を独占させることを阻むものではない。

2-5章 ロシア連邦市民のけりの保証

2-5-1条

- ① 何人も、法律の定める手続による場合を除き、いかなる違法行為の遂行に月有罪とさ

れ、またその責任を追及されることはない。

② 何人も、同じ違法行為につき重ねてその責任を追及されない。

(別案；何人も、最終的に刑が確定し、またはロシア連邦の法律にしたがい無罪とされた起訴事実につき、ふたたび裁判にかけられ、または罰せられることはない。

2-5-2条

何人も、本人、夫（妻）および近親者に不利になる説明および供述を強制されることはない。

2-5-3条

ロシア連邦は、2-4-1ないし2-4-7、3-5-8の各条に定める人と市民の個人的および政治的な自由および権利の裁判的保護を保証される。法律に違反し、権限を愉悦し、市民の権利を制限してなされた役職者、国家機関および社会団体の行為は、裁判所にこれを訴えることができる。

2-5-4条

① 市民のおかれた状態を悪化させる法律は溯及効を有しない。何人も、その行為がなされた時点で違法とされていなかった行為に対してその責任を負わせることはできない。違法行為がなされた後にその行為に対する責任が解消され、または軽減された場合は、新しい法律が適用される。

② 何人も、成文法で定められた手続で公表されず、あらゆるロシア連邦市民にとって知りがたい法律により起訴され、罰を受けることはない。

2-5-5条

ロシア連邦市民は、裁判所の判決による場合のほかは、流刑またはその他の自由を制限され、選挙権、年金の権利、称号および国家勲章を剥奪されることはない。

2-5-6条

ロシア連邦市民は、専門的な法律上の支援を利用する権利を保証される。

2-5-7条

ロシア連邦市民は、違法な理由による物的および精神的損害の国家補償を受ける権利を有する（別案；国家帰化およびその職員がその義務の遂行に際して行った「謝った」行による）。

2-5-8条

① 人と市民の権利および自由の遵守、その講師の諸条件に対する監督は、最高権利擁護監督官（オンブズマン）を長とするロシア連邦最高会議人権委員会がこれを行う。

② 最高権利擁護監督官は、委員会の中から最高会議により任命され、最高会議に報告義務を負う。

2-5-9 条

ロシア連邦市民は、憲法および連邦の法律を遵守し、他人の名誉を尊重する義務を負う。

2-5-10 条

ロシア連邦市民を武装あるいは非武装の兵役、または選択的な市民的勤務に徴集する手続は、法律によってこれを定める。

2-5-11 条

ロシア連邦市民は、法律の定める手続とその範囲内で、国税を納めなければならない。

2-5-12 条

ロシア連邦市民は、自然環境を大切にしなければならない。

2-5-13 条

ロシア連邦市民による権利および自由の行使は、他人の法的利益および権利を侵害してはならず、現行の憲法体制の暴力的転覆、宗教的、社会的、階級的および民族的不寛容の増幅ならびに戦争宣伝を行うものであってはならない。

2-5-14 条

この憲法および共和国の法律によって定める権利および自由の制限は、戒厳令または非常事態が導入された場合にのみ、法律の定める手続およびその範囲内で、これを許される。

第3部 市民社会

ロシア連邦は、自由で開かれた市民社会の諸原則を保証し、その諸関係および制度を擁護し、その効果的な自己（自主的）組織化および発展のための条件を整備する。

3-1章 所有、労働、企業活動

3-1-1 条

- ① 私的財産の不可譲り自然的な権利は、個人の理系および自由の保証であり、その道徳的、合理的利用を条件とする。
- ② 所有は義務的である。財産所有者は、社会に対して、人の権利、自由および名誉、社会的富に害を及ぼさないようこれを利用する責任を負う。

3-1-2 条

- ① 財産は、私的所有、人の団体所有（法人所有？）、公有および国有とすることができます。
すべての財産所有者は、法律的に平等であり、法律の一貫的保護を受ける。
- ② 財産所有者は、自己の判断により自己に帰属する座遺産を保有し、使用氏、処分する。

② 市民および法人（別案；政府およびその他の国家施設、自治機関を含め）は、等しい根拠に基づく所有権を取得する。所有および相続の権利の内容および範囲は、法律によりこれを定める。

3-1-3条

所有権は不可侵である。社会的必要性に基づく所有権の強制的な収用は、法律の定める条件および手続が遵守され、公正で完全な補償を伴う場合にのみ、これを認める（別案；同等の収入を財産所有者が受け取ることを保障する）。

3-1-4条

- ① 労働は自由である；各人は、その労働に対する力および能力を自由に發揮することができる。
- ② 労働団体（労働組合）は、従業員（労働者）の経済的利益の擁護、労働条件の保護および改善のために自由にこれを創設する。労働団体は、その構成員を代表し、当事者にとって義務的効力を有する集団的労働協約を締結することができる。いかなる労働団体も、すべての勤労者を代表する独占的権利を有することはできず、法律によって労働団体に対する国家および使用者の義務を定める。

3-1-5条

- ① 労働者と使用者のあいだに発生する個人的および集団的労働紛争の解決は、法律によりこれを規制する。
- ② ストライキの権利はこれを認める。この権利の例外、ならびにストライキおよびロックアウトの実施の条件および手続は、これを法律によって定める。

3-1-6条

- ① 企業活動の自由はこれを認め、法律によって保証する。
- ② 企業家のあいだの関係は、契約によってこれを定める。国家は、この契約の自由な締結および彼らの関連する紛争の裁判的審理を保証する。
- ③ 企業活動の手続きおよび形態、企業家連盟の設立、国家および地方自治機関に対する企業家の義務は、これを法律によって定める。
- ④ 企業活動の手続および形態、企業家同盟（団体？）の設立、国家および地方自治機関に対する企業家の義務は、これを法律により定める。

3-1-7条

社会および国家は、消費者の利益を擁護する。

3-1-8条

良心的な経営活動と両立せず、自由な競争を阻害したまはその重大な制約をもたらし、あるいは誠実に活動する者にたいして根拠のない特典の取得を与える商業活動は、法律

によってこれを追及する。競争の禁止、制限または拒否を目的とし、または結果としてそうなり、および市場における支配的地位の濫用である独占的な活動はこれを禁止する。

3-1-9条

市民または企業家の利益に損害をもたらす不誠実な競争、価格協定、虚偽または誤解させるような広告は、これを認めない。

3-1-10条

ロシア連邦の領域において、外国の組織および市民は法律の定める条件のもと企業活動を許される。

3-2章 家族

3-2-1条

男性と女性は、人種、民族および宗教、社会的および財産上の地位の別なく、結婚し、家族を構成する平等の権利を有する。

3-2-2条

婚姻は、両性（当事者）の自由で完全な同意と当事者の同権のもとでのみこれを行うことができる。

3-2-3条

婚姻の形態、結婚年齢およびその他の婚姻の条件、両当事者の権利および義務、婚姻関係（離婚）解消の事由および手続は、法律によりこれを定める。

3-2-4条

家族は、社会の基本的かつ自然的な細胞であり、法律の保護のもとにおかれる。社会および国家は、家族、母性および子どもを保護する。

3-2-5条

- ① すべての子どもは、出自および親の市民的身分の別なく、法律のもとに平等である。
- ② 非嫡出子は、嫡出子と同様の権利を享受する。

3-2-6条

親は、嫡出子または非嫡出子のいずれの場合にも、成人になるまでその子を扶養しなければならない。親にはその子に対する養育の一義的責任がある。

3-2-7条

- ① 子どもは、社会および国家から十分な配慮を受ける権利を有する。
- ② 孤児および親の後見をなくした子の扶養、教育および養育に関するすべての配慮は、国家および社会全体に課せられる。国家は、これらの子どもに対する慈善活動を奨励し、支援する。

3-2-8条

親および法律上の後見人が、自らの信念にしたがって、その未成年の子のために、常識的規範に違反しない養育および初等教育形態を保障し、ならびにその信念にしたがつて子の道徳的および宗教的養育を保障する自由は、これを認める。

3-2-9条

成人となった子は、その親について配慮をしなければならない。その義務の遂行の条件および手続きは、法律によってこれを定める。

3-3章 教育および文化

3-3-1条

文化および学術、研究および教育は事由である。社会の精神生活におけるブルーラリズムはこれを保証する。

3-3-2条

家族、社会および国家における教育は、他の人びとの名誉、権利および自由を尊重する、自由で道徳的な人格としての人間の育成を目的とする。教育は、すべての人に社会の教養ある文化的な成員となる機会を与えることを使命とする。

3-3-3条

- ① 教育を行う施設および人（者）は、さまざまな社会、エトノスおよび宗教の社会集団のあいだ、世界のすべての国民（人民）のあいだの寛容、相互理解および協力の承認を促進しなければならない。
- ② 教育により、市民が自然的および文化的な環境の保全に対して責任感をもつようになければならない。

3-3-4条

国家教育システムは、これを世俗的性格とする。

3-3-5条

高等教育および中等教育機関は自治的である；自治の条件および範囲はこれを法律により定める。

3-3-6条

団体および私人は、その施設の建設および活動が法律の要件を満たしている場合に、学校施設を設立し、それを指導する権利を有する。

3-3-7条

社会および国家は、文化的および芸術的遺産を保存し、保護しなければならず；文化および学術の成果の普及に努め；市民が文化的生活に参加し、学術および文化活動の結

果を利用する機会を保障する。

(条文番号が乱れているとの注記なり、452 頁注)

3-3-10 条

- ① 文化および学術機関（施設）は、独立した組織および活動の権利を有する。この独立性を行使する形態、手続きおよび境界は、法律によってこれを定める。
- ② 基礎的な学術研究は、国家によってこれを保障する。

3-3-11 条

社会および国家は、文化、知識および学術の分野における国際関係の拡大および発展に努める。

3-4 章 マスメディア

3-4-1 条

- ① マスメディアは自由である。検閲はこれを禁止する。
- ② マスメディアは、憲法および法律の諸規範の侵害に対する責任を負う。

3-4-2 条

国家的および非国家的なマスメディアの存在は、これを認め、法律によって同等に保護される。その設立の手続きおよび法的地位は、法律によってこれを定める。

3-4-3 条

市民の社会団体および政党は、法律の定める程度と手続きにより国有のラジオおよびテレビを利用する権利を有する。

3-4-4 条

国家、社会団体、政党、その他の集団または個人によるマスメディアの独占は、これを見めない。

3-5 章 宗教および宗教団体

3-5-1 条

宗教団体は、国家から分離する。

3-5-2 条

個々の宗教を信仰する信者、およびその団体は、法律のもとに平等である。信者およびその団体と国家との関係は、法律によってこれを定める。国家は、いかなる宗教または無神論をもこれを優遇することはできない。

3-5-3 条

法律の定める手続きにより登録した宗教団体は、法人格を有する。宗教団体は、内部

事項、その建造物、その他の財産および基金を独立して管理する（別案；文化活動、説教、教育、啓蒙および慈善活動を目的とする・・・）。

3-6章　社会団体および政党

3-6-1条

利益を得ることを目的とする経済活動を行わない社会団体は、市民がその権利、自由および法的理系を共同して実現するためにこれを設立する。この団体の設立の特別の許可はこれを要しない。（NPO法人のこと）

3-6-2条

- ① 社会団体の登録手続は、法律によってこれを定める。社会団体の登録の拒否、解散または活動停止は、裁判所の決定がある場合にのみ例外的にこれを行う。
- ② 社会団体は、その活動を妨害を受けることなくこれを行う。その活動の制限は、法律に基づいて裁判所のみがこれを課す。

3-6-3条

社会団体は、構成員の自発性および自主管理に基づいて活動する。

3-6-4条

法律が定める必要がある場合の例外的手続および範囲で、その成員に一定の財政的およびその他の義務を課し、およびそれに一定の国家的権力的権限を移譲する義務的メンバーシップ制の民主的に組織されたパラート、同盟（組合）、参与会を承認することができる。

3-6-5条

- ① ロシア連邦において、政党は、自由に、これを組織し、活動することができる。
- ② 政党は選挙に参加し、もっぱら民主的方法によって国政に影響を及ぼす（別案；社会の政治的意思の形成および表現を促進する）。

3-6-6条

政党は、その資金の財源について公開する義務を負う。政党の形成の条件、その登録の手続、会計および報告書の規則、ならびにその活動の制限、停止および禁止の手続は、法律でこれを定める。政党の活動の違憲判断は、最高裁判所がこれを行う（別案：憲法参与会）。

3-6-7条

一党制システムの創設をもたらす法律、他の国家的アクトおよび国家機関の行為は、違憲（反憲法的）である。

4部 連邦体制

4-1章 ロシア連邦の構成種および領域

4-1-1条

ロシア連邦は、連邦構成主体の平等の憲法・法的地位を有する民族・国家的形成（共和国）および地域的形成（州）、ならびに連邦直轄地域からなる。

4-1-2条

連邦の構成主体（共和国、州、連邦直轄地域）は、連邦条約に基づいてロシア連邦に加入し、自主的にその名称を決定する。

4-1-3条

ロシア連邦と構成主体のあいだの境界は、制定時に定められた枠内でこの憲法が認証する。連邦構成主体の境界の変更は、当事者の相互の申立ておよび同意がある場合のみこれを行うことができる。

4-1-4条

この憲法が承認するあらゆるその他の自律的国家は、その国家とロシア連邦のあいだの条約にしたがってロシア連邦の構成に加わることができる。条約の締結は、構成主体の3分の2の同意を必要とする。

4-1-5条

ロシア連邦の範囲内において、共和国（州）および連邦直轄地域の境界および地位の変更は、この憲法の規定に定める手続にしたがってこれを行う。

4-1-6条

- ① 連邦直轄地域は、その経済的、社会的および政治的発展の水準が連邦の支援を不要とし、自律的に、十分な程度でかつしかるべき方法で、新しい地位による条件となる権利を享受し、義務を履行することを保障する場合、共和国（州）の地位を取得することができる。
- ② 連邦直轄地域の代表制機関は、民族院の同意を得て、その定住居住者によるレフェレンダムを行う。共和国（州）の地位の取得に過半数の賛成がある場合、代表制機関は、連邦最高会議にしかるべき提案を行い、憲法の定める手続で決定を行う。否決された場合、この問題に関して再度の発議は、最高会議の決定が採択されて移行5年間はこれを認めない。
- ③ 連邦直轄地域の共和国（州）の地位の取得に関する連邦法律は、新しい共和国（州）の憲法制定および国家機関の創設の条件および手続、ならびに連邦機関にその代表を参加させる手続を定める。

4-1-7条

この憲法の規定は、連邦構成主体のあいだの連邦条約を踏まえ、その条約の諸規定を認証する。

4-2章 ロシア連邦の権限

4-2-1条

ロシア連邦の国家権力の権限は、連邦条約にしたがい、自発的権限移譲の原則に基づいて、連邦および構成主体のあいだでこれを区分する。

4-2-2条

以下の事項は、ロシア連邦の排他的管轄事項に属する。

- 1) ロシア連邦国籍の法的原則
- 2) 全ロシア市場の機能および発展の保障、ひとつ以上の連邦構成主体の領域で行われる経済活動、契約、義務およびその取引（契約関係）の法的規制、通貨の流通、通貨の発行、所有関係全般の法的規制、ならびに土地、地下資源、自然エネルギー資源、航空輸送および水上輸送の管理（処分）
- 3) 連邦予算、連邦税、連邦準備システム、連邦外貨基金
- 4) 全連邦的意義を有するものとして条約に定める資源
- 5) 連邦直轄地域の社会・経済発展
- 6) 弱小の連邦構成主体の社会・経済発展への支援
- 7) 初等教育の水準の要請（維持）
- 8) 対外政策および国際関係
- 9) 関税、国境管理および領海管理に関する要請
- 10) 連邦運輸および通信、宇宙事業、連邦エネルギーシステム、原子力エネルギー、核物質
- 11) 防衛および軍、全国家的な安全保障、連邦警察、武器、毒物および麻薬ならびにその実験
- 12) 刑法および刑事訴訟保、民法、労働法、経済法およびそれらの訴訟手続法、連邦法に定める犯罪を犯した者の大赦および特赦、著作権、特許権および版権の保護、工業および知的所有権の法的保護、ロシア連邦の国内関係における抵触法
- 13) 規格、度量衡および時間の計算（標準時？）
- 14) 公式統計
- 15) 連邦憲法の遵守に対する監督の保障
- 16) 社会的意義のある学術および技術の発展、民族的（国民的）文化財、全人民的意義

のある歴史および文化遺産の決定および保全

- 17) 全国家的な社会保障および保健
- 18) 環境の保全
- 19) 検疫および自然災害対策
- 20) その他の連邦国家機関の管轄に属する諸問題

4-2-3条

- ① ロシア連邦の領域においては、連邦最高会議のみが法律を制定する。
- ② 連邦構成主体の領域において、ロシア連邦の法律およびその他の規範的アクトは、連邦構成主体によってこれを執行する。

4-2-4条

- ① 連邦直轄地域は、ロシア連邦憲法および連邦直轄地域に関する法律によってこれを指導する。
- ② 連邦直轄地域は、この連邦直轄地域に関するロシア連邦の法律の枠内で、自治権を享受する。

4-3章 共和国（州）の権限

4-3-1条

共和国（州）は、憲法を制定し、法律を公布し、国家機関のシステムを構成する。共和国（州）の憲法は、その領域における最高法規である。

4-3-2条

- ① 共和国（州）の権限は、連邦条約により連邦の管轄とされるものほかは、すべての国家権力の権限を含む。
- ② ひとつの連邦構成主体の管轄権は、他の構成主体の領域および法関係には及ばない。

4-3-3条

共和国（州）は、ロシア連邦との協定により、その管轄に含まれる一定の権限を恒常的にまたは臨時に連邦管轄に移譲することができる。ロシア連邦は、共和国（州）との協定により、連邦管轄に含まれる一定の権限を臨時に共和国（州）に移譲することができる。

4-3-4条

- ① 共和国（州）は、自律し、独立して、その独自の権限の範囲の事項を管理する。連邦条約に定める範囲と形態において、共和国（州）は、連邦権限の行使に参加する。
- ② 共和国（州）は、その管轄（権限）の範囲において、他の国家および国際組織と関係を結ぶことができる。これらの関係は、ロシア連邦およびそれを構成する構成主体の共

通の利益に損害をもたらすものであってはならない。

- ③ ロシア連邦は、共和国（州）の排他的権限の領域における法律を制定する権利を有しない。

4-3-5条

連邦構成主体は、連邦最高会議において立法発議権を有する。

4-3-6条（この条文欠落）

4-3-7条

その権限の範囲内で、共和国（州）および連邦直轄地域は、ロシア連邦およびそれを構成する構成主体の共通の利益に損害を与えない協定をそれらのあいだで締結することができる。

4-3-8条

任意の連邦構成主体または連邦直轄地域の権力機関によって合法的に与えられた法律的ドキュメントは、すべての共和国（州）および連邦直轄地域において、これを認める。

4-4章 ロシア連邦国籍および共和国（州）国籍

4-4-1条

- ① ロシア連邦において、ロシア連邦の連邦国籍が定められる。
- ② 各共和国（州）は、その独自の国籍を定める。ロシア連邦を構成する共和国のすべての市民は、ロシア連邦市民である。
- ③ 共和国（州）は、ロシア連邦国籍の地位に發する権利および自由を制限されることはない。

4-5章 言語

4-5-1条

ロシア連邦における国語（全国家的言語）は、ロシア語である。それは、すべての連邦国家施設において義務的である。

4-5-2条

各共和国（州）は、自主的にその国語（民族語）（複）の国家的地位を定める；一定の領域において公用語を定める。

4-5-3条

各人は、必要な場合に国家施設において対応（アピール）する場合、法律に定める手続により、当該の連邦構成主体の国家的公用語のひとつ、または全国家的言語（国語）の通訳を保障されなければならない。

4-6章 ロシア連邦およびそれを構成する構成主体の相互責任

4-6-1条

共和国（州）がロシア連邦憲法または連邦法律に違反した場合、連邦会議は、憲法参

与会の決定の後に、以下の（作用）措置を講じなければならない；

1) ロシア連邦憲法および連邦法律に抵触した違法な行為に起因する損害の補償を義務

づける

2) 必要な場合、この憲法5-1章に定める措置を講ずる

4-6-2条

ロシア連邦の権力機関の違法な行為により共和国（州）に及ぼされた損害は、ロシア

連邦最高裁判所の決定により連邦葉酸から補償されなければならない。

第5部 国家権力のシステム

5-1章 国家権力、その目的および任務

5-1-1条

国家は、社会の公的な代表者であり、その機関および制度を通してその意思を表現する。国家、その帰化、制度および役職者は、市民および社会に対して報告義務を負う。

5-1-2条

国家権力機関は、以下の義務を負う。

－ロシア連邦および構成主体の主権、独立および領土保全を保護する

－人と市民の権利を擁護し、保証する

－民主的憲法と英、適法性および法秩序を保護する

－自由な経済的イニシアティヴと市民の実際的な社会的擁護のための政策を策定し、実現する

<バリエントB：連邦会議に対する連邦政府の責任>

5-2章 国家権力の最高機関

5-2-1条

① ロシア連邦における国家権力の最高機関は、連邦大統領、連邦最高会議、連邦政府－ロシア連邦大臣会議、最高裁判所、および憲法委員会である。

② 権力の分立および均衡の原則にしたがい、これらの権力機関はそれぞれに、その権限の範囲内で独立に機能し、厳格に連邦憲法およびその法律にしたがって他の権力機関と相互に作用しあう。

5-3章 連邦大統領

5-3-1条

- ① 連邦大統領は、ロシア連邦の元首である。
- ② 連邦大統領は、ロシア連邦市民によって4年任期で選挙される。何人も、3度以上大統領の職にこれを選出することはできない。何人も、大統領代理または大統領のポストに選挙されない状態でのその義務の遂行が2年を超える場合には、2度以上大統領職にこれを選出することはできない。

5-3-2条

連邦大統領は、以下の事項を管轄する。

- 1) ロシア連邦憲法の遵守に対して責任を負う
- 2) 国内および国際的事項においてロシア連邦を代表する
- 3) ロシア連邦軍の最高司令官である
- 4) 議会会派の指導者と協議の後、その議院の多数派を構成する会派の承認を得て、連邦政府の長（首相）の候補者を議院に提案する
- 5) 連邦最高会議の同意を得て憲法委員会議長、ロシア連邦最高裁判所長官、最高裁判所判事、連邦会計検査院長および国立銀行理事長を任命する
- 6) 連邦憲法が定める場合にしたがい、政府の総辞職を行う
- 7) 連邦権限の範囲内でその他の役職者の任命し、更迭する
- 8) 政府の提案により、外国および国際機関における外交代表を任命し、外国の外交代表の信任状および召喚状を受領する
- 9) 最高会議の制定する法律に署名し、これを公布する
- 10) 連邦構成主体の最高役職者から構成される連邦会議と自身の活動を調整する

5-3-3条

大統領は以下の権限を有する。

- 1) 最高会議の同意を得て全人民討議を公示する
- 2) 最高会議の採択した法律の再議および最終決定に差戻す（停止権）
- 3) 事故のイニシエティヴにより、連邦最高会議に対し連邦政府の信任決議に関する問題を提出する
- 4) 3ヶ月以内に最高会議による決定の承認を条件として、連邦およびその一定の地区に非常事態を導入する
- 5) 連邦に対する攻撃の脅威がある場合、3日以内に最高会議の事後承認を条件に、連邦軍の総動員、高度な臨戦体制の準備（始動）およびその他の必要な行動に関する処

分（命令）を行う

- 6) 3週間以内に最高会議の事後的承認を条件に、連邦への攻撃があった場合、軍事行動の開始に関する処分を行う（宣戦布告の決定を行う）
- 7) 政府報告を聴取し、政府に対して検討を義務づける勧告を行う
- 8) ロシア連邦の勲章およびその他の勳功章を表彰し、名誉称号を授与する
- 9) 特赦を実施する
- 10) 大統領基金の資金を措置する
- 11) 最高会議および人民に対する教書を発表する。人民に対する大統領教書は、公的なメディアによって公表される

5-3-4条

- ① 大統領は、ロシア連邦憲法への忠誠を宣言する。
- ② 大統領が憲法および法律の故意による犯罪行為を犯した場合、これを罷免することができる。このような弾劾による大統領罷免事案が提起された場合の決定は、最高会議のいずれかの院の3分の2以上の多数がこれを採択する。

この場合、事案は最高裁判所に送致され、（司法）判断が下される。最高裁判所の弾劾（有罪）判断に関する最終決定は、もう一方の院がこれを受領する。選挙された代議員の3分の2以上の賛成がある場合、大統領罷免に関する決定はこれを採択されたものとみなされる。

5-3-5条

連邦大統領は不可侵であり、特別の法律によって保護される。

5-3-6条

大統領は、大統領令および大統領決定（命令）の公布によって、その権限を行使する。

5-3-7条

大統領とともに、その選挙にしたがって、副大統領が選挙される。その際、大統領候補に対する賛成票が、同時にその推薦した副大統領候補への賛成票を意味する。

5-3-8条

副大統領は、最高会議の両院合同会議の議長を務める。副大統領が欠ける場合は、最高会議の全体会議は両院議長が交代でその議長を務める。

5-3-9条

- ① 大統領の文書による委任にしたがい、副大統領は大統領の権限の一部を行使することができる。
- ② 副大統領は、大統領が一時的に不在の期間、これを代行する。
- ③ 副大統領は、客観的事情により大統領がその遂行能力を失った場合、その機能を遂行

する。副大統領は、その場合、3日以内に最高会議の承認をえなければならない。

- ③ 大統領の死亡、辞職、その罷免（更迭）、ならびに最高会議が、大統領がその職務条の権限を遂行することができないと立証した場合、副大統領は、その権利により、新しい大統領選挙までのあいだ大統領となる。

5-3-10 条

副大統領は、大統領の場合と同様の手続でこれを罷免することができる。副大統領の罷免、死亡、または辞任の場合、大統領は副大統領を任命し、この副大統領は最高会議の両院の投票の多数による承認を経て職務につく。

5-3-11 条

大統領および副大統領の人気中のその義務の遂行は、いかなるものであれ他の職務への従事およびいかずれかの政党の党員となることを認めない（両立しない）。

5-4 章 連邦最高会議

5-4-1 条

連邦最高会議は、ロシア連邦の最高の立法および代表機関である。

5-4-2 条

連邦最高会議は、衆議院および民族院からなり恒常に活動する。両院は4年任期でこれを選挙する。

5-4-3 条

衆議院は、ロシア市民によって、単一の代表基準に基づいてこれを選挙する。両院の定数は憲法（組織）法律によってこれを定める。

5-4-4 条

- ① 民族院は、共和国および州（連邦構成主体）ごとにその市民および民族・地域的構成によってこれを選出する。
- ② 民族院は、各共和国（州）から平等の人数の代表と、そして各民族・地域的構成から平等の人数の代表からなる。

5-4-5 条

連邦最高会議およびその各院の排他的権限は以下の事項である。

- 1) 連邦管轄事項にかかる諸問題についての法律の制定
- 2) ロシア連邦の法律の普遍的効力にある解釈
- 3) 法律の定める手続による全人民的投票および全人的討議に関する決定の採択
- 4) 政府の内外政策の基本方向の決定
- 5) 連邦政府（大臣会議）の組織（形成）

- 6) 総動員および部分動員ならびに非常事態の宣言に関する連邦大統領の決定の採択またはその承認
- 7) 戦争状態（戒厳令）の宣言
- 8) 平和および安全の維持に関する国際条約上の義務を遂行する必要がある場合、ロシア連邦の軍事的割当部隊の使用に関する決定の採択
- 9) ロシア連邦憲法の定める場合にその手続により、ロシア連邦の大統領、副大統領、その他の高級役職者の罷免（解任）
- 10) 連邦予算の審議および採択、その執行に対する監督
- 11) 連邦税およびその他の義務的支払いの設定
- 12) 長期的投資プログラムの審議および採択
- 13) この憲法が定めるその他の権限

5-4-6 条

最高会議およびその両院は、憲法および連邦条約が課した執行権力の対する全般的監督、およびその他の監督権限を行使する。

5-4-7 条

最高会議の権限は、この憲法の定めるその活動の手続に基づき、各院の権限の固有性を考慮してこれを行使する。

5-4-8 条

各院は、その院およびその代議員の活動を保障する法律を制定し、各院、常任委員会および特別委員会の活動を規制し、ならびに各院の活動に関する決定および決議を採択することができる。

5-4-9 条

最高会議は、選挙の後 13 日目に招集される。休暇の期日および期間は議事規則によってこれを定める。

5-4-10 条

- ① 各院は、通常、別熱に活動する。戦争および和平、非常事態および戦争状態（戒厳令）の導入の問題の決定のために、ならびに両院お決定にしたがい、全最高会議の全体会議（合同会議）招集される。
- ② 最高会議の全体会議は、副大統領が議長を務める。副大統領が書ける場合は、両院の議長が交互に議長を務める。
- ③ 必要がある場合、両院の決定により、合同の常任委員会および特別委員会、ならびに調停委員会を含む、合同機関およびグループが設置することができる。

5-4-11 条

- ① 各院は、選挙された院の構成員に過半数の出席のもと、義務的効力のある決定を採択する権限を有する。決定は、憲法が定める場合を除き、各院の出席（別案；選挙された）議員の絶対多数でこれを採択する。
- ② 各院は、法案およびその他の問題の審議のために両院の委員会として活動することができる。この場合には、立法上の決定は行わない。

5-4-1 2条

両院の臨時総会は、かかるべき院の議員の5分の1の要求、および大統領、両院の議長の決定、または政府の長（首相）の要請にしたがってこれを行う。ある院の臨時会議は、他の院の要請によってもこれを招集することができる。

5-4-1 3条

- ① 前の会期の最高会議および議員の任期は、最高会議の最初の会議と同時に終了する。
- ② 連邦最高会議の通常選挙は、最高会議の任期の始まりから45ヶ月以降47ヶ月までのあいだにこれを行う。選挙の公示に関する大統領令は、この期間の範囲内で、選挙の日の3ヶ月前までに、連邦大統領がこれを公布する。

5-4-1 4条

- ① 各院の権限の任期満了前の停止は、院自身の決定による場合にのみ行われる。このような決定は、各院の議長から大統領に報告され、大統領は、1ヶ月以降2ヶ月以内に各院の新しい選挙を公示する。ひとつの院の自主解散は、他の院の解散をもたらすものではない。新しい会期の招集までは、院の以前の議員が活動する。
- ② 特別の事情があるときに（5.11条に規定する）両院の権限が終了する場合には、連邦最高会議は、非常事態の宣言とともに、その権限の延長に関する決定を行う。

5-4-1 5条

- ① 議員は、10人以上から構成される場合、会派および代議員グループを結成し、登録する。いかなる議員も、2つ以上の会派または議員グループに同時に加わることはできない。会派は、同一の政党に加入する議員からこれを組織する。議員グループは、政党的基盤に基づかないで組織される。会派および議員グループは、指導部およびその会派の機能を遂行するために必要なその他の機関を選出する。
- ② 会派、議員グループおよび無所属代議員会議は、院の指導機関の選出のための候補者決定に参加する。比例代表の原則に基づいて、常任委員会および特別委員会にそのメンバーを代表に送り込み、院の議事日程の基本問題に関して発言する発言者リストを提出する。

5-4-1 6条

院における討議の停止は、法案、予算、連邦政府の形成および解散ならびに大統領の更迭の審議の際には発言者リストが完全に終了するまではこれを禁止する。その他の問題の審議の際には、出席議員の3分の2以上の賛成がある場合に停止に関する決定を採択することができる。

5-4-17条

- ① 両院の活動、会議およびその活動の一般的組織の指導のために、院は、議員のなかから単純多数で議長を選出する。会議中、院の（秩序）維持機関（職）は、院の議長に服する。議長と同時に、院は議長の欠ける場合にその義務を遂行する第1および第2副議長を選出する。
- <別案；②>各院の議長は、議長権限を行使する過程で、院における発言および応答の権利を有しない。議長は、恣意的に、問題の審議の順序、議員の発言手続を定め、議員が明白に議事規則を犯していない場合にそれを中断させることはできない。

5-4-18条

- ① 両院は、議員のなかから、常設または臨時の常任委員会および特別委員会を組織する。常任委員会および特別委員会の活動手続は、この憲法にしたがって各院によってこれを定める。
- ② 常任委員会および特別委員会は、法令およびその他の決定の案を起草し、最高会議の制定した法律および決定の執行に対する監督を行い、公開の、または必要がある場合には秘密の聴聞（公聴会）および議会調査を行う。
- ③ 役職者（公務員）および市民は、その招聘により院の常任委員会および特別委員会に出席し、常任委員会および特別委員会の求めるすべてのドキュメントおよび情報を、文書または口頭で、所定の期間内に提出しなければならない。この要請が遂行されない場合、同じく故意による不正確な情報の提出がなされた場合、法律によりその責任が問われる。
- ④ 法律違反を除去するための常任委員会および特別委員会の決定は、それがロシア連邦の憲法および法律に抵触しない場合、その執行が義務づけられる。その場合、この決定は、憲法委員会またはロシア連邦最高裁判所にこれを申し立てることができる。

5-4-19条

衆議院は、民族院の事後の同意を必要とする法案を審議し、承認し、ならびにこの憲法が定める場合に法律を制定する。

5-4-20条

衆議院の会派は、その長をとおして、政府首班（首相）候補の決定のために大統領との協議に参加する。

5-4-2 1条

衆議院は、以下のことを行う。

- 1) 連邦政府の形成にあたり連邦政府首班の権限を承認する
- 2) 連邦政府の構成を承認する
- 3) 政府の信任または不信任を表明する。不信任の表明または信任の拒否の場合は、政府は総辞職する。
- 4) 連邦予算の執行に関する政府報告を承認する

5-4-2 2条

衆議院は、内外政策の諸問題に関する連邦政府の報告を聴き、しかるべき決定を行い、ロシア連邦の国際条約を批准し、破棄通告を行う。

5-4-2 3条

衆議院は、連邦国債および信用、外国援助ならびに外国および政府間組織からの援助の受入れに関する決定を採択する。

5-4-2 4条

衆議院は、以下の常任委員会を組織する；立法、予算および税、議事手続、国家主権および国家安全保障、国際問題の各常任委員会、憲法委員会、ならびに常任資格審査委員会。各会期の院は、任意の他の恒常的なまたは臨時の常任委員会および特別委員会を承認することができる。

5-4-2 5条

- ① 民族院は、憲法 5-4-7 条にしたがい、以下のことを行う。
 - 1) 共和国間および民族間の関係する諸問題を審議し、それに関する立法提案を衆議院に対して行う；衆議院は、この提案を順番外で審議しなければならない
 - 2) 衆議院から審議のために送致された法案を審議し、それに関する決定を行う
 - 3) 法案に修正がある場合は、送致された法案の追加的審議のためにこれを衆議院に送り返す
- ② この憲法にしたがい、衆議院から民族院での審議に送致されたいかなる法案も、民族院の同意なしに法律とすることはできない。

5-4-2 6条

民族院の枠内で、民族院議員の地域代表団（連邦顧問、参事官？）が組織され、登録される。

5-4-2 7条

- ① 民族院は以下の委員会を組織する；予算および税、共和国間および民族間関係、議事手続（議事運営）、資格審査。民族院は、各会期において、その他の常設または臨時の常

任委員会および特別委員会を設置することができる。

- ② 常任委員会および特別委員会は、地位代表団の比例代表原則を考慮して民族院がこれを選出する。

5-4-2 8条

- ① 法案は、大統領、政府、両院の常任委員会および特別委員会によって衆議院の、この憲法が定める場合には民族院の、それぞれ審議に付される。法案は、最初に衆議院において審議される。
- ② 衆議院によって承認された法案は、民族院の審議に付される。民族院は、それに修正を加える場合、再議のために法案を衆議院に差戻すことができる。
- ③ 衆議院によって提案された法案が民族院の承認を得ない場合、両院の競技委員会が設置され、協議案が改めて両院によって審議される。
- ④ 第2読会の後に民族院によって採択されない法案は、その年内に改めて民族院の審議に付することはできない。
- ⑤ 法律または法律の改正の承認のためには、しかるべき院の選挙された議員の単純多数が必要である。憲法（組織）法律は、選挙された議員の3分の2の特別多数によってこれを採択する。
- ⑥ いかなる法律もふたつの院の承認なしにこれを施行することはできない。

5-4-2 9条

- ① 最高会議議員は、その選挙院の全権代表として、最高会議の管轄にある事項につき自己の決定、判断および見解において自由であり、政党を含め、いかなる市民グループに強制されない。

<別案>

- ① 連邦顧問は、この機関を選出した共和国および連邦直轄地域を代表し、これらの機関によってこれを召喚することができる。
- ② 議員は、最高会議において発言された提案および議員の義務の遂行に関連する演説に対してその責任を追及されることはない。議員は、不逮捕特権を有し（不可侵の権利）、刑事責任および行政責任に問われることなく、院の同意による場合のほかは、勾留されまたは人心の自由を制限されることはない。最高会議に提起する権利は、ロシア連邦最高裁判所長官にある。

5-4-3 0条

- ① 最高会議は、以下の権利を有する。

- 1) 立法発議
- 2) 国家の任意の役職者（公務員）に対する文書または口頭による質問

3) 院の承認した議事規則の枠内で、議題となった問題に関する自由な発言

4) 院の決定の採択における自由な投票

<別案；>

5) 院に関する法令の定める手続で質問に対する回答を得るための、院または常任委員会もしくは特別委員会への国家の任意の役職者（公務員）の招聘。院の会議で行われる口頭の質問に対する回答は会議の過程でなされ、文書による質問への回答は郵送期間に2日を加えた期間内になされなければならない。

6) 議員のその他の権利は、法律によってこれを定める。

② すべての権力は、議員に対して、その義務を履行し、権利を実現するために十全の協力をしなければならない。

5-4-3 1条

① 連邦最高会議議員は、その任期中、連邦執行機関のいかなる最高の指導的職務に従事することはできない。連邦政府の構成員として、または最高会議の選挙による職務に任命された議員は、その資格を失う。

② 議員は、ロシア連邦の人民議員の地位に関する法律にしたがい、報酬およびその支出の補償を受け取る（別案；およびその他のいかなる補償も受け取る権利を有しない）。院の任期満了により、議員は、議員の権限の開始以前に従事していた仕事に戻り、または職に復帰することができる。この権利を妨害する者は、刑事責任または行政責任を問われる。

5-5 章 連邦政府

5-5-1 条

連邦政府は、ロシア連邦憲法および連邦法律の枠内で、そのすべての領域内において執行権を行使する。政府は、連邦最高会議および大統領に作成した政策を実行する。憲法および連邦法律に抵触しない政府のアクトは、ロシア連邦のすべての領域においてその執行を義務づけられる。

5-5-2 条

連邦政府は、最高会議に対して責任を負い、その行為において大統領に報告義務を負う。政府は、定期的に、年に1回以上、または最高会議の要請により随時、国内情勢についての報告を行う。

5-5-3 条

① 連邦政府は、政府首班（首相）の指導のもとで合議制機関として活動する。大臣会議議長の辞任は、政府の総辞職を結果する。

- ② 政府首班（首相）のもと、連邦構成主体の権限ある代表からなる調整会議が機能する。
調整会議の権限は、連邦条約によってこれを定める。
- ③ 政府は、そのすべての活動において、国家職務システムに依存する。政府機関（施設）の国家勤務員（公務員）は、憲法（組織）法律に基づいて活動し、政治的中立を義務づけられ、職業上の（専門的）手続に基づく場合のほかは、解雇および懲罰を受けない。政府機関（施設）の責任あるポストへの採用は、競争システムに基づいてこれを行う。国家勤務員は、連邦最高会議の法律およびその他のアクトの不履行または無視に対してその刑事上および行政上の責任を問われる。

5-6 章 連邦選挙システム

5-6-1 条

ロシア連邦における選挙は、普通、平等および直接の選挙権に基づき、秘密投票によりこれを行う。

<バリエント 1：小選挙区制（絶対多数制）

5-6-2 条

- ① 連邦大統領および副大統領、連邦最高会議、共和国および秋（連邦構成主体）の立法機関ならびに地方自治機関の議員の選挙には、満18歳以上のロシア連邦市民がこれに参加する。
- ② 裁判所によって行為無能力とされた市民：自由剥奪刑のあたる裁判所の判決が確定した（執行された）者は、被選挙権をもたず、選挙に参加することができない。

5-6-3 条

- ① 各選挙人は、それぞれ1票を行使する。選挙区および代表基準は、上記の議会のそれぞれの議員がおよそ同数の選挙人から選ばれるようにこれを定める。
- ② 境界をもたない選挙区の設定は、これを禁止する。

5-6-4 条

連邦最高会議議員の選挙のために、1人区の選挙区が組織される。選曲における選挙人の数は、平均値の10%以内の差異にとどめなければならない。

5-6-5 条

- ① 大統領および副大統領、連邦最高会議議員の選挙は、登録された選挙人の総数の半数以上が参加した場合に成立したものとみなされる。
- ② 投票に参加した選挙人の投票の過半数を得た候補者が当選者となる。
- ③ 最初の投票でどの候補者も所定の得票を得ない場合は、そこで相対的に多数を得た者

で、立候補を取り下げないそれぞれ2人の大統領および副大統領の候補者について2回目の投票を行う。2回目の投票で多数の得票を得た者が当選者となる。

5-6-6条

共和国および州（連邦構成主体）の代表機関、ならびに地方自治機関の議員の選挙の手続は、共和国（州）の法令によってこれを定める。

5-6-7条

- ① ロシア連邦市民は、同時に最高会議の両院の議員となり、または3つ以上の代表機関の議員となることはできない。
- ② 連邦最高会議の議員職は、大統領、副大統領、政府首班および構成員（首相および大臣／閣僚）、最高裁判所および憲法委員会の長官および判事の職務、ならびに選挙法の定めるその他の最高の国家的職務に同時に従事することはできない。共和国の立法議会および地方自治機関の議員職と兼職できない職務のリストは、共和国（州）の法令がこれを定める。

5-6-8条

連邦大統領および副大統領、ならびに連邦最高会議議員の候補者の推薦は、法律の定める手続によって登録された政党および社会団体ならびにおよびしかるべき保証のある法律の定める数の署名を集めた任意の選挙人グループ（別案；当該選挙区に恒常に居住する）がこれを行う。

5-6-9条

選挙の組織および結果の総括は、選挙管理委員会が行う。そのすべての作業は、公開かつガラス張りで行われる。中央選挙管理委員会は最高会議が、さまざまのレベルの選挙管理委員会は対応する共和国および地方自治体の機関が選挙法の定める手続で、これを組織する。委員会の委員は、選挙区において実際に活動している政党、社会団体、選挙人グループによって派遣される。

5-6-10条

ロシア連邦市民に対してその選挙権の行使を妨害し、および選挙結果を偽造することは、犯罪であり、法律により罰せられる。

5-6-11条

候補者の登録、選挙の実施および結果に関する紛争は、しかるべきレベルの裁判所により、法律の定める期間内においてこれを審理する。裁判所の決定は、最終的なものである。

5-6-12条

連邦大統領、副大統領および連邦最高会議議員の選挙において、外国に在住するロシ

ア連邦市民は、これに参加することができる。

<別案；この条文を削除>

5-6-1 3条

連邦大統領、副大統領および連邦最高会議議員の選挙の実施手続は、この憲法および連邦法律でこれを定める。

<バリエント2：比例代表制>

5-6-1、5-6-2条は同じ

5-6-3条

- ① (同じ)
- ② 最高会議の衆議院および共和国憲法機関の選挙のために、大選挙区を設ける。
- ③ 各選挙人は1票を有し、選挙区および代表基準は、上述の議会のそれぞれの議員がおよそ同数の選挙人から選ばれるようにこれを定める。
- ④ 各選挙区の議員定数の配分は、これらの定数を争った政党、団体およびこの独立した候補者の間で、得票数を比例配分してこれを行う。

5-6-4条 (同じ)

5-7章 裁判権

<バリエント1>

5-7-1条

ロシア連邦における裁判権は、裁判所にのみ属し、憲法裁判、民事裁判、刑事裁判および行政裁判の形でこれを行使する。

5-7-2条

ロシア連邦市民は、裁判の実施に参加し、陪審員の義務を遂行する。

5-7-3条

- ① 裁判官は独立であり、法律およびその良心の声にのみ従う。
- ② 裁判官は終身である。法律の定める定年に達したとき、裁判官は退職する。裁判官は、裁判所の判決および法律に定める根拠によるほかは、定年に達する前にその同意なしにこれを解職することはできない。
- ③ 裁判官は、教職以外の他のいかなる有給の職務に従事することができず、いかなる政党の構成員となることができない。

5-7-4条

裁判官は、連邦および共和国(州)の憲法に抵触する法律を適用することはできない。

5-7-5条

- ① ロシア連邦の裁判システムは、ロシア連邦憲法委員会、ロシア連邦最高裁判所、および連邦法律に基づいて組織されるその他の普通裁判所からなる。連邦構成主体は、連邦構成主体の権限および紛争審理権限の範囲内で事件の審理を行うために裁判所を設置することができる。
- ② 特別（非常）裁判所の設置はこれを禁止する。何人も、自己の事件につき法律の定める裁判所において審理を受ける権利を奪われることはない。

5-7-6 条

- ① ロシア連邦憲法委員会は、共和国（州）憲法監督委員会議長および連邦大統領が連邦最高会議の同意を得て任命する参与会長官（議長）からこれを構成する。
- ② 憲法委員会判事の職は、他のいかなる国家的あるいは社会的職務、または学術、文学および教育活動以外の職業と兼務することはできない。
- ③ 憲法委員会長官および判事は、5-3-4 条に定める手続によりこれを解任することはできない。

5-7-7 条

- ① ロシア連邦憲法委員会は、以下のことを行う。
 - 1) ロシア連邦の国家機関が公布した法律およびその他の規範的アクトの合憲性、ならびに連邦構成主体の国家機関が公布した憲法および法律のロシア連邦の憲法および連邦法律への適合性に関する事件を解決する
 - 2) ロシア連邦およびその構成主体の間の憲法的一法的紛争を解決する
 - 3) ロシア連邦の国家機関の間の憲法的一法的紛争を解決する
 - 4) 連邦最高会議の質問に答えて、ロシア連邦憲法の解釈を与える
 - 5) 連邦最高会議に対してロシア連邦の憲法および法律の改正について提案する
 - 6) 連邦大統領および法律の定めるロシア連邦のその他の最高役職者（公務員）による憲法および法律違反の告発に関する問題を解決する
 - 7) ロシア連邦大統領のその職務遂行能力に関する問題を解決する
- ② 憲法委員会によってロシア連邦憲法に一致しないとされた法律およびその他の規範的アクト、ならびにそれらの一部は、憲法委員会の判決（決定）の公表の日から失効する。
- ③ 憲法委員会の判決（決定）は、公表の日から効力を有し、上訴（不服申し立て）はできない。

5-7-8 条

憲法委員会長官は、憲法委員会の活動を組織し、その事務部局を指導するが、憲法参与会判事にたいしては懲戒権限をもたない。

5-7-9 条

- ① ロシア連邦憲法委員会判事は独立である。
- ③ ロシア連邦憲法委員会判事の地位、その活動および判決（決定）の執行は、これを法律で定める。

5-7-10条

（憲法） 委員会は、具体的事件の審理に際し、適用すべき法律が憲法に違反していると判断した場合、事件の審理を中断し、その法律の違憲性の承認に関する報告を最高会議に提出する。

5-7-11条

ロシア連邦最高裁判所の長官および判事は、法律の定める手続で選び出された者の中からロシア連邦大統領の提案により連邦最高会議が任命する。

5-7-12条

- ① 民事事件、刑事事件および行政事件の裁判手続は、当事者主義原則に基づいてこれをを行う。
- ② 専門的な法律的援助を受ける権利は、裁判手続のあらゆる審級でこれを認められる。
- ③ 法律が定める場合、弁護士費用は、国家の負担でこれを支払う。

5-7-13条

- ① 事件の審理は、すべての裁判において公開である。非公開の法廷での事件の審理は、公開での審理が国家秘密または商業上の秘密の漏洩につながる可能性があり、または社会道徳に損害をもたらし、あるいは市民の私的なもしくは家族の生活を表沙汰になることから保護する必要あると、裁判所が決定した場合にのみ許される。
- ② 刑事事件の欠席裁判（審理）はこれを禁止する。

5-7-14条

刑事訴訟手続における公訴は、検事がこれを行う。

（バリアント2：裁判権；バリアント1と同じだが、憲法裁判所に関する条項なし）

5-7-10条

裁判官は、この憲法に抵触する法律を適用することはできない。裁判所は、具体的事件の審理に際し、適用すべき法律が憲法に違反していると判断した場合、事件の裁判手続を停止し、連邦最高裁判所にこの法律の違憲性の判断に関する提案を行う。ロシア連邦最高裁判所が憲法に違反（抵触）すると判断した法律は、法的効力を失う。

5-8章 地方自治

5-8-1条

- ① 地方自治は、社会・経済、公共事業、エコロジー、文化、都市建設、およびその権限

に属するその他の任務の解決のための市民の自己組織化の形態である。

- ② その権限のもとにある諸問題の解決において、地方自治体は、国家権力から独立して、直接にまたはその組織した機関をとおして、ロシア連邦の憲法、法律、その構成主体の憲法および法律に基づいて行動する。
- ③ 地方自治機関および共和国もしくは連邦の国家権力機関の間の行政協定の締結が必要となる諸問題は、法律がこれを定める。

5-8-2条

- ① 地方自治の体型（システム）には以下のものが含まれる；権力の代表機関および執行機関、その公務員、住民自身が設置する地域的・社会的・自治機関、住民の直接民主主義の形態、地方自治の物的および財政・経済的基礎。
- ② 地方自治機関の相互関係の構造および手続は、ロシア連邦構成主体の憲法および法律によってこれを定める。

5-8-3条

- ① 地方自治の基礎的環は、自治的共同体（オプシチナ）である。
- ② ひとつの連邦構成主体の範囲内になる同じ水準の地方自治のすべての機関および形態は、法的関係において相互に平等である。
- ③ 地方自治は、法人の権利を有する。地方自治の地域内における土地の行政処分は、その機関の排他的管轄に属する。地方自治機関は、自治体所有（公有）の財産を保有することができる。
- ④ 地方自治機関は、経済的および財政的活動を行い、連邦法律に基づいて所有権および他の財産的権利を有する。

5-8-4条

- ① 地方自治の代表機関は、当該の政治・行政単位の地域における基礎的な地方権力機関であり、住民の意思表明を考慮して決定する。
- ② 地方自治の代表機関は、当該地域において、地域的・社会的・自治機関の協議活動を保障する。

5-8-5条

地方自治体の権限は、当該自治体の範囲を超えた当事者の参加する権利（法）関係には及ばない。

5-8-6条

地方自治機関は、ガラス張りで活動する。地方自治機関は、独立して、その予算を編成し、承認し、執行し、毎年それを公表する。予算を含む地方自治体の財源は、没収されない。

5-8-7条

市民は、裁判的手続により地方自治機関、その役職者（公務員）の決定および行為について裁判に訴えることができる。

5-9章 財政および税

5-9-1条

- ① 連邦予算の歳入および歳出は、均衡のとれたものでなければならない。
- ② 赤字（欠損金）の許容限度額は、法律によってこれを定める。国家予算の赤字を通貨発行でもって補填することはこれを禁止する。赤字の資金調達は、国債を含む有価証券の実際上の割当（募集）の範囲内でのみこれを認める。

5-9-2条

- ① 連邦予算の歳入は、連邦構成主体の納付金、連邦直轄地域からの税、連邦の課金および手数料、連邦国有財産からの収入、ならびにその他の収入からこれを形成する。
- ② 連邦予算に占める各連邦構成主体の納付金の総額は、連邦構成主体から移譲された権限を連邦が行使するために必要な資金の総額と同じである。
- ③ 連邦予算への連邦構成主体の支払い（納金）は、毎年連邦政府から提出される納付金条項の構成主体による審議および承認の後にこれを行う。

5-9-3条

- ① 連邦国家歳出は、国家予算でこれをあてる。
- ② 全国家的な歳出は、連邦最高会議、連邦大統領、政府、最高裁判所および憲法委員会が、国家予算の歳出部分にしたがってこれを行う。
- ③ いかなる連邦国家歳出も、最高会議によって承認された予算条項に従うことなくこれを行うことはできない。
- ④ 社会的必要にあてる国家予算の歳出部分は、規範的原則のうえに立てられ、指数化される（索引をつける）。
- ⑤ 国家歳入および歳出についての詳細な報告は、義務的な年次公刊をしなければならない。

5-9-4条

- ① ロシア連邦の国家予算は、通常会計年度においては、連邦政府の提案にしたがい、最高会議が決定する。国家予算派、最高会議の予算委員会および国家財政監督官の結論の後に、一定の收支形態のために逐条的に審議し、採択する。
- ② 国家予算についての法律が通常の会計年度の開始までに採択されない場合、その法律が施行されるまでの間、政府は、以下の必要に応じて、前年度の予算にしたがって歳出

を行うことができる。

- 1) 法律の定める施設の維持および法律が認める措置の実施のため
 - 2) ロシア連邦の法律的根拠のある義務の履行のため
 - 3) 建設、調達およびその他の活動の継続のため
- ③ 最高会議は、その歳出の補填の方法が同時に決定される場合にのみ、追加的な予算上の歳出が必要となる法律を制定することができる。

5-9-5 条

- ① 連邦政府は、報告すべき予算年度の終了後3ヶ月以内に、最高会議に国家予算の執行についての逐条報告を行う。
- ② 最高会議は、報告年度の終わった後6ヶ月のうちに報告を審議しなければならない。最高会議は、最高会議の予算委員会および国家財政監督官の結論の受領に関する報告についての決定を行う。国家財政監督官は、連邦最高会議に対して報告義務を負う。

5-9-6 条

不意の歳出の補填のために、最高会議の決定により、予算の枠内で、準備基金を用意する。その支出の責任は、連邦政府がこれを負う。政府は、最高会議に対して、準備基金によるすべての支出(割当)および歳出について詳細な報告を行わなければならない。

5-9-7 条

連邦構成主体は、独自の予算システムをもつ。連邦構成主体の予算の歳入部分は、すべて税、義務的納付金、課金および手数料、共和国(州)の国有財産からの収入、ならびに部分的に連邦予算の割当からこれを形成する。

5-9-8 条

- ① ロシア連邦における税は、税以外の納付および自発的拠金とともに、すべてのレベルの予算を保障し、経済の国家的規制の道具である。
- ② 連邦租税政策は、最高会議がこれを決定する。連邦課税の領域における連邦の排他的権限、連邦予算に参入される税の一覧、額、その徴収の手続および条件、連邦予算と地方予算の間の税収の配分の基準、ならびに税および手数料の設定の部分における共和国(州)、連邦直轄地域および地方自治機関の権限は、これを連邦税法典で定める。
- ③ 経済活動の主体、自然人および法人は、共和国(州)予算にのみ支払い(納税)を行う。

5-9-9 条

- ① 全体としての、および個々の税制の構築に際し、すべての市民の平等、ならびに所有形態にかかわりなくすべての組織および企業への要請の統一を厳守する。
- ② 税は、企業活動の発展および国家的な社会政策の実現にとって十分なものでなければ

ならない。

5-9-10条

一般に読むことのできる出版物で租税についての法律を公表することは義務的である。

法律は、その公表後3ヶ月以降にこれを施行する。

5-9-11条

税法典の遵守に対する監督は、連邦最高会議への報告義務を負う国税調査局がこれを行う。国税調査局の地位は、連邦法律でこれを定める。国税調査局の行為は、これを裁判所に訴えることができる。

5-9-12条

- ① ロシア連邦は、固有に通過および信用システムを創設し、それが効果的に機能することを保障する。
- ② ロシア連邦は、その単一のシステムがロシア連邦における通貨の流通の安定および実効性（効率）を保障するという条件のもと、通貨および信用システムの統合について他国との協定を結ぶことができる。その場合、ロシア連邦は、共通の金融機関の活動に参加する。

5-9-13条

ロシア連邦は、連邦最高会議に対し報告義務を負う中央銀行をとおして、ルーブリおよび単一の信用・通貨政策の安定を保障する。中央銀行は、商業銀行の活動に対する監督を行い、通貨の流通をつうじてロシア連邦の経済を規制する。中央銀行は、日常活動において独立であり、法律にしたがい、毎年連邦最高会議にたいして報告を行う。

5-10章 国家的防衛（国防）機関

5-10-1条

ロシア連邦およびその構成主体の国家主権の軍事的防衛は、同盟軍がこれを行う。軍は、ロシア連邦の領域において、連邦権力によってコントロールされる。

5-10-2条

- ① 市民の権利および自由、適法性および法秩序は、連邦内務機関、連邦警察（別案；民刑を含み、正規の武装部隊）および地方警察がこれを保障する。その地位は、法律によってこれを定める。
- ② ロシア連邦の全般的な国家安全保障の擁護に関する機能は、連邦保安局がこれを担う。その地位および活動は、法律によってこれを規制する。

5-10-3条

- ① 軍、保安部隊および警察は、民主的な憲法体制および合法政府の転覆、最高会議およ

びその他の国家権力の最高機関の活動の妨害または制限、市民の憲法上の権利および自由の違法な制限を行う目的、ならびにロシア連邦の憲法体制の原則に反するその他の目的で、これを使用することはできない。

- ② (別案；軍、保安期間および警察の部隊の違法な使用についての連邦最高会議の声明
(訴え) がある場合、速やかに議会調査が行われる。)

5-1 0-4 条

連邦政府において軍および保安部隊を統括する大臣のポストは、民間人をもって充てなければならない。

5-1 1章 非常事態

5-1 1-1 条

- ① 例外的（非常）な状況において、連邦大統領は、連邦の全土またはその一定の地域に非常事態を宣言することができる。
- ② 国内またはその一部における例外的（非常）な状況とは、以下の結果を生じさせる事態をいう。
- 1) その規模および結果において、住民の生命、健康、安全および生命維持の問題にかかる自然災害または技術上的大事故
 - 2) 住民の生命、健康および安全にとっての現実的かつ避けられない脅威の存在
 - 3) 当該地域の住民に害を及ぼす混乱を招き、国家権力機関の処分権限にある通常の手段では事態の規制が不可能な場合、社会の組織的存在およびその影響を受ける住民を脅威に陥れる重大な危機
 - 4) ロシア連邦の主権、その領土の保全および憲法上の国家体制を脅かし、しかし戦争状態（戒厳令）の宣言の根拠までは与えていない外的な影響
- ③ 非常事態宣言の唯一の目的は、法の支配の範囲内で社会の正常な存在の条件を速やかに回復することにある。
- ④ 国家権力の未熟な行為によって引き起こされた危機的な状況は、非常事態宣言の根拠とはすることはできない。

5-1 1-2 条

- ① 個人のグループ、組織または機関（施設）の行為により非常事態の導入の必要性が生じた場合、連邦大統領は、彼らにアピールをもって、違法（公序違反）行為を中止するよう呼びかけ、非常事態の導入の可能性を予告しなければならない。
- ② 非常事態は、個人、政党、組織および機関が警告に従わず、その違法行為を継続する場合、公表（公布）された大統領の呼びかけに記述された猶予期間が経過次第、これを

導入することができる。

5-1 1-3 条

自然災害または技術上的大事故に関する非常事態の導入は、被害地域の権力機関が正常に機能している場合には、その同意がある場合にのみこれを行うことができる。

5-1 1-4 条

住民の救済に関する遅滞のない措置を要する大量の暴力、自然災害または技術上の大事故の状況において、非常事態は、ただちに、予告なしにこれを導入することができる。

5-1 1-5 条

非常事態導入に関するロシア連邦大統領令は、72時間以内に最高会議の承認を得なければならない。最高会議は、その大統領令が定める非常措置の性格および規模を変更することができる。最高会議は、いつでも非常事態の状況を中止することができる。

5-1 1-6 条

非常事態は、30昼夜を超えてこれを導入することはできない。この期間の経過により、最高会議がその効力を延長しない場合、非常事態導入に関する大統領令は失効する。最高会議は、必要がある場合に、その都度、30昼夜を超えない範囲で、これを延期することができる。

5-1 1-7 条

- ① 非常事態の導入、延期または中止について、すべての可能な手段によって住民に事前に通知されなければならない。
- ② 非常事態の導入、延期または中止に関する大統領のアクトは、連邦権力の広報に必ず掲載されなければならない。

5-1 1-8 条

非常事態を全土またはその一定部分に導入する必要が生じた場合、連邦大統領は、このことにつき隣接諸国に情報を提供する。

5-1 1-9 条

非常事態が宣言された地域において、連邦構成主体または地方自治体の執行機関は、ロシア連邦大統領またはその任命する責任ある者の直接の管轄下に入ることができる。

5-1 1-10 条

非常事態の期間、最高会議、憲法委員会、および裁判機関の権限は、これを停止し、または制限することはできない。

5-1 1-11 条

- ① ロシア連邦大統領は、非常事態の機関に特別措置を講じ、この憲法の2.3.1、2.3.3(2)、2.3.6、2.3.7、2.3.8、2.5.4条に定める個人的権利および自由を除き、人の権利および

自由を一時的に制限することができる。この制限は、非常事態に関する大統領令のテキストに直接に書き込まれなければならない。

- ③ ロシア連邦大統領は、自由および権利を定める国際条約のすべての締結国に対して、制限がなされたこと、導入された制限、その理由およびその取消しにつき、遅滞なく報告する。

5-1 1-1 2 条

- ① 非常事態の期間に取られるすべての措置は、以下のことを要求される。
- 1) 引き起こされた状態の深刻さ（厳しさ）が要求する範囲内でなされなければならない
 - 2) 非常事態を宣言されていない他の地方において、国家権力および行政機関の権利および権限、社会団体の法的地位、ならびに人の権利および自由のいかなる制限または変更をもたらすものであってはならない
 - 3) もっぱら人種、肌の色、民族（的帰属）、性、言語、宗教、財産上または社会的地位による個々の個人またはグループを差別することがあってはならない
- ② 非常事態の期間中の犯罪にたいして課せられる死刑判決の執行は、時間に関する時効を認めず、その中止後 30 昼夜はその執行を禁止する。

5-1 1-1 3 条

非常事態の期間中は、ロシア連邦およびその構成主体の憲法、選挙法、裁判所構成法の改正はこれを禁止し、国家権力機関の選挙およびレフェレンдумはこれを実施しない。

第 6 部 終章

6-1 章 憲法改正手続

6-1-1 条

憲法の改正は、基本法のオリジナルのテキストに修正を加える形でこれを行う。

（別案；憲法改正に関する法律は、憲法のテキストに直接に変更を加えることとする）

6-1-2 条

- ① 憲法改正の提案を行うことのできるのは以下の機関である。
- 1) 最高会議のいずれかの院の代議員総数の 5 分の 1 以上
 - 2) ロシア連邦連邦大統領
 - 3) 最高会議憲法委員会
 - 4) ロシア連邦最高裁判所
 - 5) ロシア連邦憲法委員会

- 6) いずれかの連邦構成主体の立法機関
 - 7) 100満員以上の投票権のあるロシア連邦市民
 - 8) 投票権のある連邦構成主体の市民の総数の5分の1以上
- ② 市民によるしかるべき請願は、これを連邦法律で定める。

6-1-3条

連邦最高会議は、しかるべき提案がなされた後半年たって以降に憲法改正に関する法律を採択することができる。;この法律は、各院の全議員の3分の2の投票によって採択される。憲法改正に関する提案の後1年が経過した場合、連邦最高会議は、この法律を採択せず、提案は否決されたものとされ、次の1年間はこれを再提案することはできない。

6-1-4条

- ① 憲法改正に関する法律は、連邦構成主体の比重を必要とする。法律は連邦大統領によって共和国に送致される。連邦構成主体の代表機関がこの法律を批准する。
- ② 憲法改正に関する法律は、すべての連邦構成主体の3分の2の批准の後にロシア連邦

6-2章 憲法の施行

6-2-1条

- ① この憲法の施行のためには、最高会議の決定のほか、連邦条約の当事者である連邦構成主体の批准が必要である。憲法は、その公布の翌日からこれを施行する。公布は、ロシア連邦最高会議議長が、連邦条約のすべての当事者が特別議定書に公式に署名した日の翌日にロシア連邦の公式の官報においてこれを行う。
- ② この憲法の施行日は、ロシア連邦の全人民的祝日とする。
- ③ 「移行規定」編に定めるこの憲法の個々の部分は、連邦条約に定める手続および期間により施行する。

6-2-2条

ロシア連邦憲法が施行される日に1978年ロシア共和国憲法ならびにその改正および補正はその効力を停止する。

6-2-3条

ロシア連邦憲法が施行される日に効力を有しているロシア共和国の法律およびその下位の法令（アクト）は、この憲法またはそれに基づいて制定されたロシア連邦の法律に抵触しない場合には、その効力を維持する。抵触の有無は、ロシア連邦の「憲法委員会または最高裁判所がこれを決定する。

6-3章 首都および連邦の国章

6-3-1条

ロシア連邦の首都は、モスクワ市である。

<別案>

モスクワ市は、隣接する州とともに、首都圏を形成する。首都圏の地位は、法律により定める。

6-3-2条

ロシア連邦は、公式の特徴的な章を有する（国章および国旗）。ロシア連邦の国章および国旗の図柄、そのしようの手続きは、法律によりこれを定める。

6-3-3条

ロシア連邦の国歌の歌詞および曲は、特別に公示される全人民的コンクールの実施によりこれを定めるものとする。

第7部 移行規定

連邦条約の規定に基づいてこれを定める。